

弓の掬革より上、摺藤の所を左手に取て、左の肩さきに御弓を打懸て持て、右手に御征矢の矢結の所を取て、箆の蜻蛉形の所を前にて、右の肩先に打懸て持參して、御前の御左方に弓を立御右に御征矢をば置也、當時は左に弓も矢も副て立歟、式には左右に置也、次御鎧を進也、上下の役貳人して持參するなり、鎧唐櫃の蓋に置て、甲の落ぬやうに、甲の緒を鎧の玄やうじの板にからみ付也、役人むかひあひて持參するあひだ、下手の役人は前に立て、うしろさまに歩也、上手の役人は跡に立て持也、御劔置つる所より少のきて置なり、北面にならぬ様に置也、主君南面に御座あらば西面に置べし、東面に御座あらば南面に置べし、如斯進置て後、下手の役人は急に罷出べし、上手の役人計り殘留りて、御鎧を少押直す様にして、後畏て退出するなり、又御沓行騰を進には、行騰のうらとを合て緒を片結に結合て、白毛方を前にして、中腰の所を折て、兩方の手にて持也、御沓は緒を結合て、鼻を揃へて隻手に持て、行騰の陰に持て參て、御行騰の櫛上の方を、主人の御方に成て、すその方をばこなたに成て、押のして置さまに、御沓をば白毛のはづれに置也、立ても伏ても置也、又御馬を進には、鞍置馬一疋、はだか馬一疋、引副と號也、役人は組たる烏帽子懸をして、末を結て一からみして、袴のも、だちを高くはさみて引也、打ませの手繩を付て、下手の者に引するなり、下手は中間の役なり、引副の馬は始て役人同曳出也、是は下手の手繩あるべからず、只一人引候也、

一御引出物進次第<sup>三獻目</sup>進之 一番御劔、二番御弓征矢、三番御沓行騰、四番御鎧、五番御馬也、

〔吾妻鏡<sup>十</sup>〕建久四年正月一日己巳、將軍家<sup>源頼朝</sup>御參鶴岳八幡宮、還御之後有、玩飯、千葉介常胤沙汰之、源氏并江間殿及御家人等候庭上、時刻將軍家出御、上總介義兼起坐參進上、御簾相摸守惟義持參御劔、八田右衛門尉知家御調度、梶原左衛門尉景季持參御行騰、千葉大夫胤頼役沙金、千葉介常胤、鶯羽、次引進御馬五疋、常胤子息三人、孫子二人引之、所謂師常胤、胤信、胤道、胤秀等也、